週休２日工事の実施について（概要版）

旭川市土木部

１．目的

建設業界においては，担い手不足が懸念され，若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり，若年技術者等の入職促進策として，建設現場における「週休２日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また，労働基準法の改定（平成31年４月施行）により，建設業において令和６年４月より罰則付時間外労働規制が適用となり，働き方改革として週休２日の確保が重要な課題となっている。

２．週休２日とは

本工事における「週休２日」とは，工期内において，土日・祝日に関わらず，週休２日（４週８休以上）相当の現場閉所や技術者，技能労働者などが交替しながら４週８休以上の休日確保を行うことをいう。

※ただし，「週休２日の確保」の取組は，将来の担い手確保，入職しやすい環境づくりを目指すものであることから，週休２日の実施にあたっては，その趣旨に沿うよう努めるものとする。

３．適用時期

・令和6年（2024年）10月11日以降の公告から適用

４．対象工事

・週休２日工事【現場閉所】：現場閉所が可能な全ての工事
・週休２日工事【交替制】：社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事
※緊急工事などは除く
・月単位の週休２日を標準の発注とする。（施工者希望型方式）

５．成績評定および経費の補正

・週休２日【現場閉所・交替制】の確保の評価は，従来の施工成績評定のとおり，４週８休以上であれば加点評価（プラス１点）で評価を行う。
・工事発注は，当初予定価格から月単位の４週８休以上を前提とした補正係数を各経費に乗じ発注する。
・労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。

工事実施の流れ

公告段階
・入札公告文および特記仕様書に「週休２日工事」であることを明記する。
・当初予定価格から月単位の４週８休以上を前提とした補正係数を各経費に乗じ発注する。

契約後
・請負人は「月単位の週休２日」の施工を行う希望がある場合，工事着手前にその旨の協議を行う。
・計画工程表（休日取得計画）を施工計画書に添付し，工事監督員へ提出する。

工事施工段階
・週休２日の実施状況を確認し，月単位の週休２日及び通期の週休２日の状況を確認するとともに，その履行状況に応じて設計変更する。なお，通期の週休２日は必須とする。

完成後
・工事監督員は，休日の取得状況を確認し，工事施行成績評定において適切に評価を行う。
・請負人（下請業者含む）はアンケート調査に協力する。

○週休２日【現場閉所】で施工する場合，工期が長くなり，安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者とその給与等を含む現場管理費，機械経費の補正を行う。
○週休２日【交替制】では，現場技術者とその給与等を含む現場管理費の補正を行う。

【補正係数】

	現場閉所（現場の閉所状況）		交替制（休日率の状況）	
	通期の４週８休以上	月単位の４週８休以上	通期の４週８休以上	月単位の４週８休以上
労務費	1.02	1.04	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.02	—	—
共通仮設費率	1.02	1.03	—	—
現場管理費率	1.03	1.05	1.01	1.03

週休２日工事実施要領　改定概要

旭川市土木部

旭川市

労働基準法の改定により，建設業において令和６年４月より時間外労働規制が適用となり，

週休２日の「質の向上」の拡大

により働き方改革を推進します。

・令和6年10月11日以降公告より適用

月単位の週休２日推進に向け，新しい補正係数を適用

発注方式は施工者希望型方式【現場閉所と交替制】

【従来】

発注者指定型とし，通期の週休２日が基本

請負人は契約後，週休２日による施工を行わなければならない。※緊急工事などは除く

【改定】

施工者希望型とし，月単位の週休２日が基本

・請負人は契約後，発注者と協議を行い，協議が整った場合に月単位の週休２日による施工を行うことができる。
　月単位の週休２日を希望しない場合でも，**通期の週休２日は必須**とする。

工事成績評定は従来通り

【従来とおり】

加点評価（プラス１点）

（様式-4K⑤ 8. その他）

措置内容に評価理由に「週休２日の確保を行った。」を記載し，加点評価を継続

週休２日工事実施要領　改訂概要

旭川市土木部
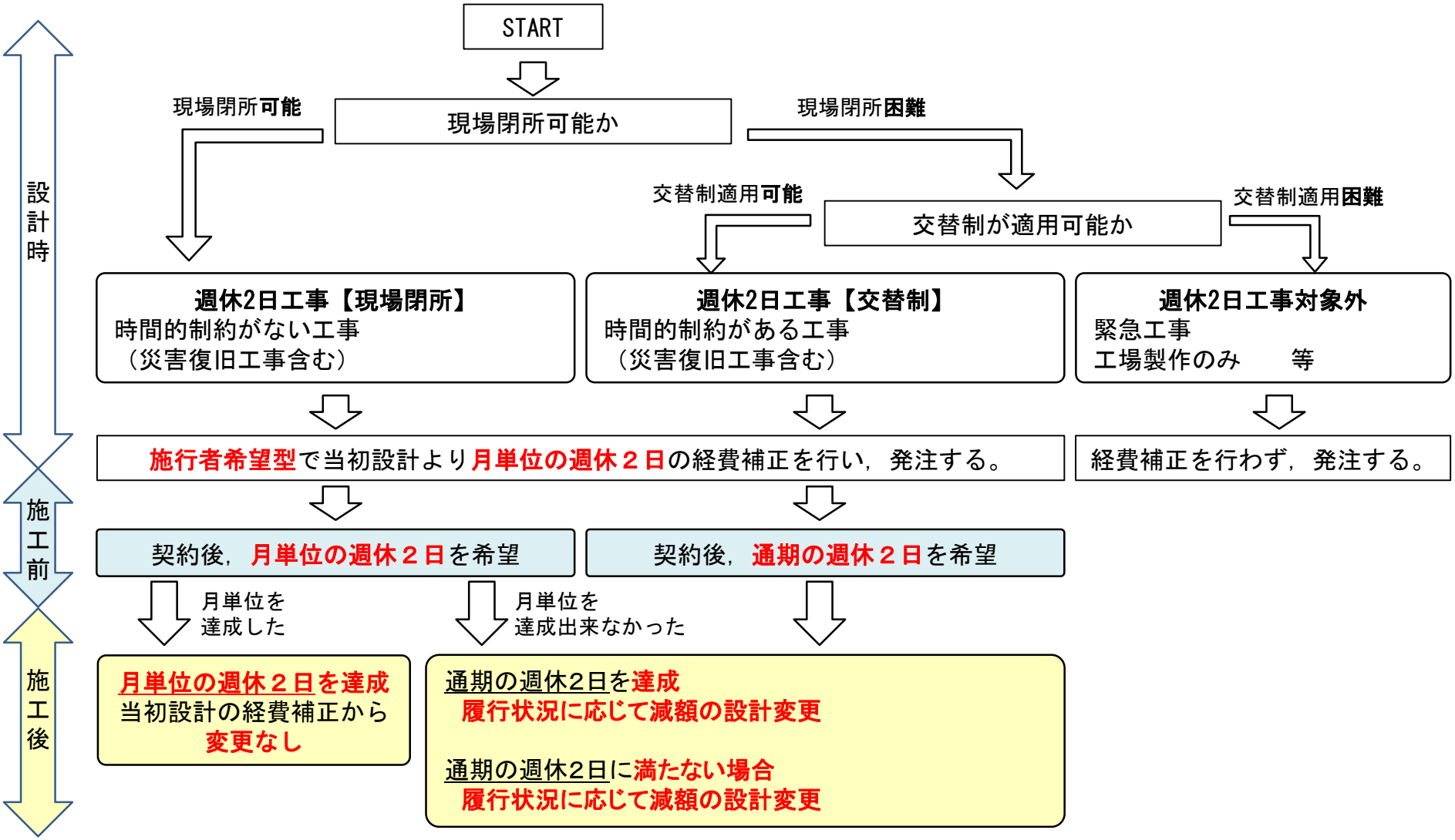
週休２日の「質の向上」の拡大
月単位の週休２日など働き方改革を推進
令和６年（２０２４年）１０月１１日以降公告より適用